

（第43号議案）

中野区事務手数料条例の一部を改正する条例について

建築基準法及びマンションの管理の適正化の推進に関する法律の改正等に伴い、建築物の容積率の特例の認定に係る手数料等を新設するとともに、引用条項の整備及び語句の整備をする必要があるため、中野区事務手数料条例を次のように改正する。

1 改正の主な内容

（1）建築基準法の改正に伴う規定整備

建築物の容積率の特例の認定に係る申請手数料、建築物の高さの特例の許可に係る申請手数料及び高度地区における建築物の高さの特例の許可に係る申請手数料を新設するとともに、引用条項の整備及び語句の整備を行う。

（2）マンションの管理の適正化の推進に関する法律の改正に伴う規定整備

マンションの管理計画の認定に係る事務が行われることになることを受け、その手数料を新設する。

2 施行日

上記1（1） 公布の日

上記1（2） 令和5年8月1日

3 新旧対照表

別紙のとおり

中野区事務手数料条例新旧対照表

改正案				現行			
第1条～第6条 (略)				第1条～第6条 (略)			
附則 (略)				附則 (略)			
別表第1 (略)				別表第1 (略)			
別表第2 (第2条関係)				別表第2 (第2条関係)			
	事務	名称及び額	徴収 時期		事務	名称及び額	徴収 時期
1	(略)	(略)	(略)	1	(略)	(略)	(略)
～	～	～	～	～	～	～	～
98	(略)	(略)	(略)	98	(略)	(略)	(略)
98の2	建築基準法第52条第6項第3号の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の認定の申請に対する審査	建築物の容積率の特例認定申請手数料 28,000円	認定申請のとき				
99	(略)	(略)	(略)	99	(略)	(略)	(略)
～	～	～	～	～	～	～	～
102	(略)	(略)	(略)	102	(略)	(略)	(略)
102の2	建築基準法第55条第3項の規定に基づく建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	建築物の高さの特例許可申請手数料 160,000円	許可申請のとき				
103	建築基準法第55条第4項各号の規定に基づく建築物の高さの許可の申請に対する審査	(略)	(略)	103	建築基準法第55条第3項各号の規定に基づく建築物の高さの許可の申請に対する審査	(略)	(略)

104	(略)	(略)	(略)	104	(略)	(略)	(略)
105	(略)	(略)	(略)	105	(略)	(略)	(略)
105 の2	建築基準法第58条 第2項の規定に基づく 建築物の高さに関する 特例の許可の申請に 対する審査	高度地区における建築物の高さの 特例許可申請手数料 160,000 円	許可 申請 の と き				
106	(略)	(略)	(略)	106	(略)	(略)	(略)
~	~	~	~	~	~	~	~
116 の2	(略)	(略)	(略)	116 の2	(略)	(略)	(略)
117	建築基準法第86条 第1項の規定に基づく 等による制限の緩和に 係る特例の認定の申請 に対する審査	一団地内において建築等をする1 又は2以上の構えを成す建築物の特 例認定申請手数料 ア・イ (略)	(略)	117	建築基準法第86条 第1項の規定に基づく 等による制限の緩和に 係る特例の認定の申請 に対する審査	一団地内に <u>建築される</u> 1又は2以 上の構えを成す建築物の特例認定申 請手数料 ア・イ (略)	(略)
118	(略)	(略)	(略)	118	(略)	(略)	(略)
118 の2	建築基準法第86条 第3項の規定に基づく 等による制限の緩和に 係る特例の許可の申請 に対する審査	一団地内において建築等をする1 又は2以上の構えを成す建築物の特 例及び敷地内に広い空地を有する建 築物の各部分の高さ又は容積率に関 する特例許可申請手数料 ア・イ (略)	(略)	118 の2	建築基準法第86条 第3項の規定に基づく 等による制限の緩和に 係る特例の許可の申請 に対する審査	一団地内に <u>建築される</u> 1又は2以 上の構えを成す建築物の特例及び敷 地内に広い空地を有する建築物の各 部分の高さ又は容積率に関する特例 許可申請手数料 ア・イ (略)	(略)
118 の3	(略)	(略)	(略)	118 の3	(略)	(略)	(略)
119 の2	建築基準法第86条 第1項の規定に基	公告対象区域内の建築物の新築又 は増築等の認定申請手数料	(略)	119 の2	建築基準法第86条 第1項の規定に基	一敷地内認定建築物以外の建築物 の建築認定申請手数料	(略)

	づく建築物の新築又は増築等の認定の申請に対する審査	ア 建築物の数が1のとき 82,000円 イ (略)			づく一敷地内認定建築物以外の建築物の建築の認定の申請に対する審査	ア 建築物(一敷地内認定建築物を除く。以下この項において同じ。)の数が1のとき 82,000円 イ (略)	
119の2	建築基準法第86条の2第2項又は第3項の規定に基づく建築物の新築又は増築等に関する特例の許可の申請に対する審査	公告対象区域内の建築物の新築又は増築等に関する特例許可申請手数料 ア 建築物の数が1のとき 238,000円 イ (略)	(略)	119の2	建築基準法第86条の2第2項又は第3項の規定に基づく一敷地内認定建築物又は一敷地内許可建築物以外の建築物の建築に関する特例許可申請手数料 ア 建築物(一敷地内認定建築物又は一敷地内許可建築物を除く。以下この項において同じ。)の数が1のとき 238,000円 イ (略)	(略)	(略)
120	(略)	(略)	(略)	120	(略)	(略)	(略)
~	~	~	~	~	~	~	~
128の6	(略)	(略)	(略)	128の6	(略)	(略)	(略)
128の7	マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成12年法律第149号)第5条の4の規定に基づく管理計画の認定の申請に対する審査	マンション管理計画認定申請手数料 長期修繕計画の数に応じ、それぞれ次に掲げる額 ア 長期修繕計画の数が1であるもの 4,100円 イ 長期修繕計画の数が2以上であるもの 4,100円に1を超える長期修繕計画の数に1,800円を乗じて得た額を加算した額	認定申請 き				
128	マンションの管理の	マンション管理計画認定更新申請	更新				

の8	適正化の推進に関する手数料	申請
	法律第5条の6第1項の規定に基づく管理計画の認定の更新の申請に対する審査	長期修繕計画の数に応じ、それぞれの次に掲げる額 ア 長期修繕計画の数が1であるもの 4,100円 イ 長期修繕計画の数が2以上であるもの 4,100円に1を超える長期修繕計画の数に1,800円を乗じて得た額を加算した額
128	マンションの管理の適正化の推進に関する手数料	変更認定
の9	法律第5条の7第1項の規定に基づく管理計画の変更の認定の申請に対する審査	変更認定申請1件につき、次に掲げる額を合算した額 ア マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の7第2項において準用する同法第5条の4に基づく管理計画の認定の基準（以下この項において「変更に係る認定基準」という。）のうち管理組合の運営の基準に係る事項 4,800円 イ 変更に係る認定基準のうち管理規約の基準に係る事項 4,000円 ウ 変更に係る認定基準のうち管理組合の経理の基準に係る事項 4,600円

エ 変更に係る認定基準のうち長期修繕計画の作成又は見直しの基準に係る事項 9, 800円

オ 変更に係る認定基準のうち組合員名簿若しくは居住者名簿又はマンションの管理の適正化の推進に関する法律第3条の2第2項第4号に規定する都道府県等マンション管理適正化指針(以下この項において「都道府県等マンション管理適正化指針」という。)の基準に係る事項 2, 900円

カ アからオまで以外の事項 2, 000円

キ 2以上の長期修繕計画の変更に係る申請の場合にあつては、1を超える長期修繕計画の数に、次に掲げる額を乗じて得た額を合算した額

(ア) 変更に係る認定基準のうち管理組合の運営の基準に係る事項 2, 600円

(イ) 変更に係る認定基準のうち管理規約の基準に係る事項 2, 600円

(ウ) 変更に係る認定基準のうち管理組合の経理の基準に係る事項 2, 800円

		(エ) 変更に係る認定基準のうち 長期修繕計画の作成又は見直し の基準に係る事項 5,200円					
		(オ) 変更に係る認定基準のうち 組合員名簿若しくは居住者名簿 又は都道府県等マンション 管理適正化指針の基準に係る 事項 1,700円					
		(カ) (ア)から(オ)まで以外の事項 900円					
129	(略)	(略)	(略)	129	(略)	(略)	(略)
130	(略)	(略)	(略)	130	(略)	(略)	(略)
131	(略)	(略)	(略)	131	(略)	(略)	(略)
別表第3・別表第4 (略)				別表第3・別表第4 (略)			
附 則							
この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第2の128の6の 項の次に次のように加える改正規定は、令和5年8月1日から施行する。							